

「土砂災害警戒区域」の指定率の引上げと急傾斜地崩壊対策事業に係る 予算の増額を求める意見書

都道府県が土砂災害の危険性があると判断した地域のうち、千葉県では「土砂災害警戒区域」に指定した割合は約37%と、全国平均の約88%を大きく下回っている。この「土砂災害警戒区域」の指定が進まない要因として、人材や財源の不足、地元からの反対意見などによる基礎調査の遅れが指摘されている。

また、「土砂災害警戒区域」の指定については、都道府県知事が行うとされており、指定された区域においては、市町村の地域防災計画への記載、要配慮者使用施設における警戒避難体制の構築、土砂災害ハザードマップによる周知徹底、不動産取引での重要事項説明などを行わなければならないこととされているが、指定率が引き上げられなければ、その対策は困難である。

さらに、現在崖地の崩壊を防止するための急傾斜地崩壊対策事業はあるが、住宅所有者等が受益者負担として多額の工事費を負担しなければならず、同事業が進まないのが実態である。今後もこれまでの規模を大きく超える災害が発生するおそれがあることから、人命を最優先にした対策が求められている。

そのためにも、「土砂災害警戒区域」の指定に向けた予算を抜本的に見直し、増額するとともに、基礎調査を早期に完了させ、「土砂災害警戒区域」の指定率を引上げ、土砂災害から市民の命を守るための万全の対策を講ずべきである。

よって、千葉県においては、「土砂災害警戒区域」の指定率の引上げを行い、自己負担割合を軽減するための急傾斜地崩壊対策事業に係る予算を増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 3月 17日

千葉県柏市議会